

オープンデータサポート団体による地方公共団体支援に関する実施要綱

令和5年1月19日
デジタル社会共通機能グループ統括官決裁

(本要綱の趣旨)

第1条 本要綱は、デジタル庁がオープンデータサポート団体（以下「ODサポーター」という。）を募集し、ODサポーターによる地方公共団体のオープンデータ化あるいはその活用支援の取組（以下「本取組」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(本取組の目的)

第2条 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第30条は、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に向けて必要な措置を講じる旨規定している。これに基づき、本取組では、地域のオープンデータ化を推進するため、主にオープンデータの利活用に関する支援として、オープンデータワークショップ開催等を支援するODサポーターを選定し、地域市民の参加型の継続的な取組（地方公共団体と外部コミュニティの形成）を全国へ広げることを目的とする。

(本取組の内容)

第3条 本取組は、ODサポーターをデジタル庁が選定してその一覧を公開し、支援を希望する地方公共団体は一覧を検索して直接ODサポーターに申し入れ、ODサポーターはワークショップ開催を中心として、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うものである。

2 本取組におけるODサポーターによる支援は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地方公共団体等」という。）から申請を受けて、ODサポーターとの協議を経て実施を判断する。

- 一 地方公共団体
- 二 地方公共団体に準じる組織等

(支援の申請)

第4条 前条第2項の規定によりODサポーターの派遣を受けようとする地方公共団体等（以下「申請団体」という。）は、別に定める派遣申請書をあらかじめODサポーターに提出しなければならない。

(支援の決定等)

第5条 ODサポーターは、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を精査し、支援することが適当であると判断したときは、支援を決定する。

- 2 ODサポーターは、申請団体からの申請内容に基づき、原則、各ODサポーターが支援を対象とするエリアにて取組支援を実施する。申請後、申請団体はODサポーターとの間で支援依頼内容や諸謝金・交通費、日程等について改めて協議し、実施の判断を行う。

(支援決定の取消し)

第6条 支援受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第5条の決定の内容（前条第1項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 支援の決定後生じた事情の変更等により、本取組の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 二 支援受入団体が、ODサポーターの支援受入に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(支援後の報告)

第7条 支援受入団体は、支援受入終了後に別に定める実施報告書をデジタル庁に提出しなければならない。

- 2 デジタル庁は、支援受入団体及び支援したODサポーターを公表することができる。

(ODサポーターの選定)

第8条 ODサポーターの選定については、オープンデータに関する知見又は経験を有し、オープンデータの利活用支援についてワークショップ等を中心として積極的に行い、地方公共団体等と継続して連携していける団体から募集し、デジタル庁で審査し、選定する。

- 2 ODサポーターを希望する団体は、別に定める申請書にてデジタル庁へ応募する。選定されたODサポーターについてはデジタル庁が公開するODサポーター一覧に掲載する。
- 3 本取組におけるODサポーター一覧への掲載期間は、デジタル庁が定める。

(ODサポーターの業務)

第9条 ODサポーターは、地方公共団体等のオープンデータの利活用支援についてワークショップを中心に行い、オープンデータ利活用に関するアドバイス、情報提供等を行うものとする。

(ODサポーターのコミュニティ設置)

第10条 デジタル庁は、本取組を含めた、地方公共団体等におけるオープンデータの推進支援の効果的な実施に資するため、別に定めるODサポーターがデジタル庁及び、他のODサポーターと連絡、相談、事例紹介等を行えるコミュニティの場を設置する。

- 一 オープンデータの推進及びその利活用の方策の検討
- 二 ODサポーターの活動の在り方の検討
- 三 その他本取組の運用に関する検討等

- 2 デジタル庁は、必要がある場合においては、コミュニティの場において、説明や意見交換を行うことが出来る。

(ODサポーターに対する謝金及び旅費の支払い)

第11条 ODサポーターに対する謝金及び旅費の支払いについては派遣受入れ団体にて実施する。派遣受入れ団体は、予算の範囲内において、現地支援に対しては謝金及び旅費を、また、オンライン会議に対しては謝金をODサポーターに支払う。

- 2 ODサポーターへの謝金については、基本は派遣受入れ団体の定める諸謝金の使用基準に準じて支払うものとし、支援申請時にODサポーターと協議して決定する。
- 3 ODサポーターへの旅費については、基本は派遣受入れ団体の定める旅費規程に準じて支払うものとし、支援申請時にODサポーターと協議して決定する。

(ODサポーターの守秘義務)

第12条 ODサポーターは、本取組により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、支援受入団体の許可なく、本取組における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(ODサポーター選定の取消し)

第13条 デジタル庁は、ODサポーターが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第8条第1項の選定の決定を取り消すことができる。

- 一 ODサポーターが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- 二 ODサポーターが、業務の遂行を怠った場合
- 三 ODサポーターが、その他本取組の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- 四 ODサポーターが、団体の都合でODサポーターの業務を継続することが困難になった場合
- 五 ODサポーターが、第8条第1項に定める選任決定の要件を満たさなくなった場合
- 六 その他デジタル庁が選定を取り消す必要があると認める場合

(その他必要な事項)

第14条 ODサポーターの選定に関する庶務は、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ及び同グループで指定した委託先等で処理する。

- 2 本取組の実施に関するその他の必要な事項は、デジタル庁が定める。

以上